

◆◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第 790 号（R6.12.13）◆◆◆

＝はじめに＝

このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

また、自動車運送事業等における安全・安心確保に関する最近の情報等についてもトピックとして提供していますので、ご活用ください。

＝目 次＝

1. 重大事故等情報＝5 件（12月6日～12月12日分）

- (1) 乗合バスの車内事故
- (2) 乗合バスの転落事故
- (3) 貸切バスの横転事故
- (4) 法人タクシーと路面電車の衝突事故
- (5) 中型トラックの衝突事故

2. トピック

- (1) バスの安全運行の徹底について
（※新着情報）
- (2) フットブレーキの過信はキケン！下り坂では必ずエンジンプレーキを。
～事業用自動車事故調査委員会の調査報告書を公表します～
（配信日：R6.11.15）
- (3) 軽貨物事業者における新たな安全規制について説明会を開催します！
（配信日：R6.11.1）
- (4) 運送事業者の運転者の健康管理に係る取組調査への協力依頼について
（配信日：R6.11.1）
- (5) ドライバーの疲労が眠気・わき見を誘発！早めの休憩を。
～事業用自動車事故調査委員会の調査報告書を公表します～
（配信日：R6.11.1）
- (6) 冬用タイヤ交換時には確実な作業の実施をお願いします！
（配信日：R6.10.4）
- (7) 自動車運送事業者に対する行政処分基準の改正について
（配信日：R6.9.27）
- (8) 事故防止対策支援推進事業に係る補助金の申請を受付中
～バス、タクシー、トラック運送事業者等の交通事故防止のための先進的な取組等を支援～

(1) 乗合バスの車内事故

(2) 乗合バスの転落事故

(3) 貸切バスの横転事故

(4) 法人タクシーと鉄道車両との衝突事故

(5) 中型トラックの衝突事故

12月10日（火）午後4時8分頃、埼玉県さいたま市の片側二車線の国道において、中型トラックが運行中、車線規制を実施し第二車線上に作業の為に停車していた自家用トラック2台に追突した。

この事故により、中央分離帯付近で除草作業等をしていた作業員2名が追突に巻き込まれて、死亡した。

事業者によると、運転者は事故当時西日がまぶしく、車線規制の看板を見落としたことにより、追突してしまったとのこと。

上記5件の死傷者数計：死亡2名、重傷3名、軽傷9名（速報値）

2. トピック

(1) バスの安全運行の徹底について

(※新着情報)

国土交通省物流・自動車局安全政策課長より、（公社）日本バス協会会長及び一般社団法人公営交通事業協会会長あてに、通達を発出しましたので、お知らせします。

令和6年12月9日（月）午前9時43分頃、岡山県真庭市の市道において、乗客43名、運転者1名及び添乗員1名を乗せた貸切バスが、雪道でスリップし道路左側の路外に逸脱し横転したことにより、乗客2名が重傷、9名が軽傷となる事故が発生しました。

事故原因は調査中ですが、当該事故は、運行経路であった高速道路が通行止めとなり、運転者は、運行管理者の指示を受けることなく自らの判断で運行経路を変更したことに加え、道を間違えたことで積雪がある狭隘路に入ってしまったことにより、発生したものです。

また、令和6年12月9日（月）午後2時00分ごろ、北海道富良野市の国道において、乗客33名、運転者1名を乗せた貸切バスの左後輪タイヤ2本が脱落する事故が発生しました。

事故原因は調査中ですが、自社において実施したスタッドレスタイヤへの交換作業時にトルクレンチを使用していないこと、一定距離走行後の増し締めを行っていないこと等、不適切な作業が原因であった可能性が考えられます。

年末年始の多客期及び降雪期を迎えるに当たり、下記について、会員事業者
者に周知徹底するとともに、輸送の安全確保に努めて頂くようよろしくお願い
します。

記

(1) 運行指示書と異なる運行を行う場合には、運行管理者の指示に基づいて行うよう指導すること。

- (2) 運行経路の気象情報及び道路規制情報を踏まえ、輸送の安全を確保するための運行可否の決定や運行経路の変更を行うこと。
 - (3) スタッドレスタイヤの装着やタイヤチェーンの携行等、冬道走行への備えを万全にすること。
 - (4) タイヤの脱落を防止するため、スタッドレスタイヤへ交換する際には、適切な脱着作業及び保守管理を確実にすること。
 - (5) 乗客にシートベルトの着用を促すとともに、着用状況を確認すること。
 - (6) 令和6年10月1日付け「令和6年度 年末年始の輸送等に関する安全総点検実施計画（自動車交通関係）」に基づき、安全総点検を実施すること。
-

- (2) フットブレーキの過信はキケン！下り坂では必ずエンジンプレーキを。
～事業用自動車事故調査委員会の調査報告書を公表します～
(配信日：R6.11.15)

今般、次の調査事案について、報告書が議決されたことを受け、当該報告書を公表いたしました。以下のリンクからご確認ください。

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000675.html

○ 特別重要調査対象事故

- ・ 大型貸切バスの横転事故

(令和4年10月13日発生 静岡県駿東郡小山町)

※過去の報告書は、以下の国土交通省ホームページをご覧ください。

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/jikochousa/report1.html>

- (3) 軽貨物事業者における新たな安全規制について説明会を開催します！
(配信日：R6.11.1)

国土交通省では、軽貨物事業者における安全対策の強化のため、令和6年に関係法令の改正を行いましたが、改正内容を周知するため、札幌、仙台、東京、新潟、名古屋、大阪、広島、松山、福岡、那覇の全国10か所において説明会を開催します。

日時等の詳細は下記の報道発表に掲載しておりますので、ぜひご参加ください。参加費は無料です。

【報道発表】

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000669.html

【お申し込み（参加費無料）】

https://www.e-toroku.jp/ticket/user/form/index?form_id=mlit_keikamotsu

(4) 運送事業者の運転者の健康管理に係る取組調査への協力依頼について

（配信日：R6.11.1）

国土交通省では、事業用自動車の運転者が疾病により運転を継続できなくなった事案が近年増加している状況を踏まえ、運転者の日常や運転中の健康状態を把握する施策の検討を行っております。

今般、上記検討に活用するため、自動車運送事業者の皆様が日常的に取得している運転者の健康データや健康管理に関するDXの取組についてお伺いすることを主としたアンケート調査を実施することとなりました。

関係業界団体傘下の皆様には、アンケート調査へのご協力依頼のご連絡を差し上げましたが、下記リンク先からも回答可能ですので、各社様の取組状況についてご回答いただきますよう、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

○アンケートは以下リンクより、PCやスマートフォン等にて回答いただけます。

<https://forms.gle/utX72LUxm9LxHL1g6>

○回答期限は11/29(金)までとなります。

(5) ドライバーの疲労が眠気・わき見を誘発！早めの休憩を。

～事業用自動車事故調査委員会の調査報告書を公表します～

（配信日：R6.11.1）

今般、次の調査事案について、報告書が議決されたことを受け、当該報告書を公表いたしました。以下のリンクからご確認ください。

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000670.html

○ 重要調査対象事故

・ 中型トラックの追突事故

(令和3年10月18日発生 山形県東根市)

※過去の報告書は、以下の国土交通省ホームページをご覧ください。

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/jikochousa/report1.html>

(6) 冬用タイヤ交換時には確実な作業の実施をお願いします！

(配信日：R6.10.4)

大型車の冬用タイヤへの交換時期に車輪の脱落事故が急増する傾向を踏まえ、タイヤ脱着時の確実な作業及び保守管理の徹底を呼びかける「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」を実施しております。

主な取組として、適切なタイヤ脱着作業や保守管理の重要性について周知・啓発のほか、余裕を持って正しい脱着作業を行えるよう、冬用タイヤ交換作業の平準化の推進や、車輪脱落事故防止対策品普及促進のための実証調査を実施します。

【国土交通省プレスリリース】

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000327.html

【適切なタイヤ脱着作業手順（MLIT channel）】

https://youtu.be/Szz2ZF7Gd_4?si=xhWiLEnQQcVEA00c

(7) (通達発出) 自動車運送事業者に対する行政処分基準の改正について

(配信日：R6.9.27)

国土交通省においては、次のとおり行政処分基準に関する通達を改正し、地方運輸局及び業界団体へ通達を発出しました。

(R6.9.19改正、R6.10.1施行)

「物流革新に向けた政策パッケージ」（令和5年6月）において、悪質なトラック事業者に対し、強力かつ重点的に改善を促す観点から、監査を強力に実施する、とされたところです。

また、飲酒運転事故件数についても、下げ止まり傾向にあり、根絶に向けた取り組みの強化が必要です。

これらの諸課題を踏まえて、今般、行政処分基準強化のため、所要の改正を実施しました。

関係の皆様におかれては、改めて、輸送の安全の確保に向けた取り組みの徹底をお願いいたします。

○酒酔い・酒気帯び運転に係る行政処分基準の強化（トラック・バス・タクシー）

【新規】従前の処分に加えて、飲酒運転者への「指導監督」又は「点呼」が未実施の場合の処分基準を追加

従来：規定なし → 今後：100 日車（再違反：200 日車）

○違反件数に比例した処分の導入（トラックのみ）

①【強化】勤務時間等基準告示の遵守違反（未遵守 6 件以上において、1 件あたり 2 日車（再違反：4 日車））

従来：初違反最大 20 日車（再違反最大 40 日車）
→ 今後：違反件数に比例

②【強化】点呼の実施違反（未実施 20 件以上において、1 件あたり 1 日車（再違反：2 日車））

従来：初違反最大 20 日車（再違反最大 40 日車）
→ 今後：違反件数に比例（最大 100 件）

なお、①及び②のいずれの場合も、違反状況の形態によっては、日車に代えて、30 日間の事業停止の場合があります。（変更なし）

なお、改正反映済みの処分基準は、以下のサイトに掲載をしています。

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03punishment/baseline.html>

また、国土交通省においては、令和 6 年 3 月に飲酒運転防止マニュアルを公表しています。本マニュアルは、医学的知見をいただきながら作成したものであり、運転者の飲酒が原因となる交通事故を防ぐために、事業者が取り組むべき内容をまとめています。飲酒運転を防止するための具体的な取組やアルコールが身体に及ぼす影響などを分かりやすくまとめたほか、アルコール依存傾向の強い運転者に関する症状の把握や治療の必要性について記載しています。飲酒に関する正しい知識やアルコール依存症に関する理解が浸透し、飲酒運転防止につながることを期待されますので、ぜひ本マニュアルをご活用ください。以下のサイトに掲載しています。

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03manual/index.html>

(8) 事故防止対策支援推進事業に係る補助金の申請を受付中

～バス、タクシー、トラック運送事業者等の交通事故防止のための先進的な取組等を支援～

(配信日：R6. 8. 30)

国土交通省では、自動車運送事業における交通事故防止の観点から、先進安全自動車（ＡＳＶ）や運行管理の高度化に資する機器の導入等の取組を支援するため、要件を満たした事業者に対して補助金を交付する事故防止対策支援推進事業を実施しており、現在、その補助金の申請を受け付けております。

1. 実施する補助事業

(1) 先進安全自動車（ＡＳＶ）の導入に対する支援

(2) 社内安全教育の実施に対する支援

※運行管理の高度化に対する支援は上限額に達したため、１０月３１日をもって締め切りました。

※過労運転防止のための先進的な取組に対する支援は上限額に達したため、１２月１０日をもって締め切りました。

2. 補助事業の内容

ＴＯＰＰＡＮ（株）申請ポータルサイト並びに国土交通省のホームページをご覧ください。

○ＴＯＰＰＡＮ（株）申請ポータルサイト

<http://hogo-zoushin.jp>

○国土交通省ホームページ

先進安全自動車（ＡＳＶ）の導入に対する支援

http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/01asv/esc_06.html

過労運転防止・社内安全教育に対する支援

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/subcontents/jikoboushi.html>

3. 補助事業の交付申請受付場所・受付期間

○申請受付場所：ＴＯＰＰＡＮ（株）申請ポータルサイト

○申請受付期間：上記申請ポータルサイトをご確認ください。

4. 留意点

○今年度の申請受付窓口は「ＴＯＰＰＡＮ（株）」となりました。

運輸支局等では受け付けられませんのでご注意ください。

